

議案第 14 号

桐生市工場立地法に基づく地域準則条例の一部を改正する条例案

桐生市工場立地法に基づく地域準則条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市工場立地法に基づく地域準則条例の一部を改正する条例

桐生市工場立地法に基づく地域準則条例(平成 24 年桐生市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「法第 4 条の 2 第 2 項」を「法第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 14 号 桐生市工場立地法に基づく地域準則条例の一部を改正する条例案

工場立地法の一部改正に伴い、同法を引用する条項に変更が生じるため、所要の改正を行おうとするものです。